大山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第4条第1項第1号イに基づく区域指定の事務処理要領

(趣旨)

第1条 本要領は、犬山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(以下「条例」という。)第4条第1項第1号イに規定する区域指定の事務処理について、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 地権者等 区域内の土地の権利を有する者をいう。
 - (2) 申出者 地権者等又はその代理者のうち、区域の指定に関する申出をする者をいう。
 - (3) 申出区域 区域の指定に関する申出をする区域をいう。 (事前協議)
- 第3条 申出者は、区域の指定に関する申出に先立ち、事前協議申請書(様式第1)により、市長と申出区域についての事前協議を行うものとする。
- 2 前項の申請書には次の各号に掲げる図書を添付するものとする。
 - (1) 当該申出区域の位置図
 - (2) 当該申出区域の区域図
 - (3) 当該申出区域の所在地番一覧表 (様式第2)
 - (4) 当該申出区域の公図

(協議結果及び協議の終了)

第4条 市長は、前条の協議を終えたときは、必要に応じて申 出者に対して事前協議における意見書(様式第3)により意 見をするものとする。

- 2 申出者は、前項の意見書により回答を求められたときは、 意見書に対する回答書(様式第4)を提出するものとする。
- 3 市長は、事前協議申請書及び前項の回答書の内容に支障がないときは、申出者に対して事前協議終了通知書(様式第5) により事前協議が終了した旨を通知するものとする。

(区域の申出)

- 第5条 申出者は、事前協議終了後、区域の申出をするときは、 次の各号に掲げる図書を市長に提出するものとする。
 - (1) 区域の指定に関する申出書 (様式第6)
 - (2) 前号の申出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。
 - ア当該申出区域の位置図
 - イ 当該申出区域の区域図
 - ウ 当該申出区域の求積図
 - 工当該申出区域の所在地番一覧表(様式第2)
 - オ 当該申出区域の公図
 - カ当該申出区域内の土地の登記簿謄本
 - キ 区域指定の申出に係る同意書 (様式第7)
 - ク 当該申出区域に条例第4条第1項第1号アに定める土 地の区域を含んでいることの承諾書(様式第8)
 - ケー申出者から手続きを行う者への委任状
 - コーその他市長が必要と認める書類
 - (3) 前号キ及びクには、当該同意及び承諾に係る者(土地所有者、その親族又は代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

(区域の指定)

第6条 市長は、前条の申出書を受理し、適当と認めるときは 区域を指定するものとする。

(告示)

第7条 市長は、区域を指定したときは、その旨を告示するも

のとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し 必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和3年9月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和5年5月22日から施行する。

様式第1 (第3条関係)

事前協議申請書

年 月 日

犬山市長

住 所

(所在地)

氏 名

名称及び、

代表者氏名

電 話

大山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(平成27年条例第53号)第4条第1項第1号イに基づく指定に関して区域の申出をしたいので、事前協議を申請します。

記

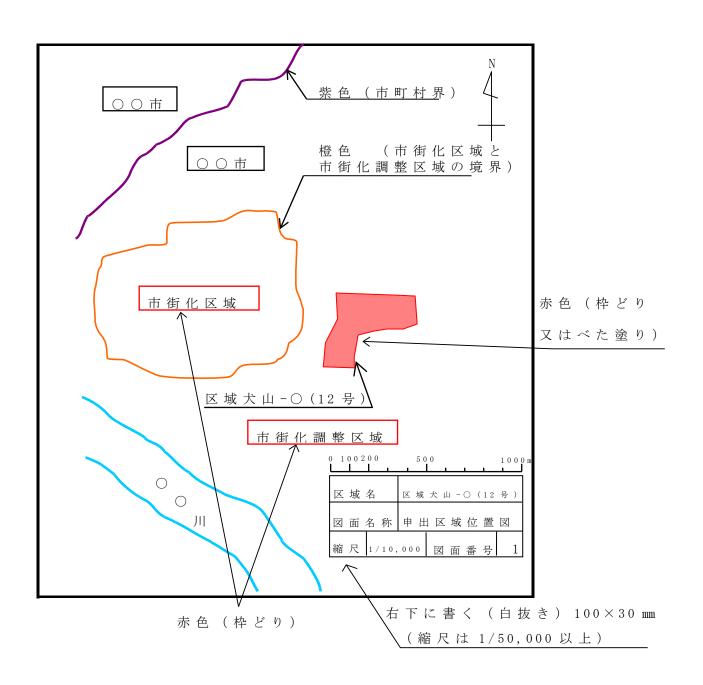
1 申出を予定する区域

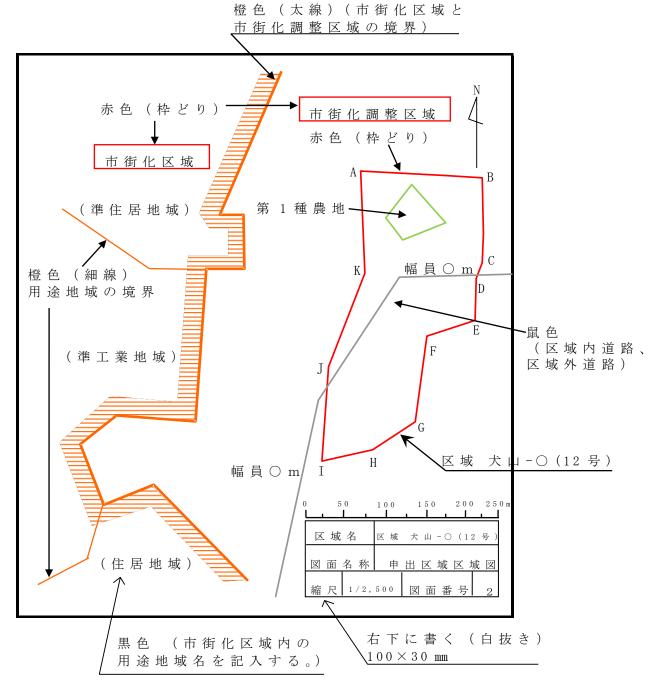
大山市大字〇〇字〇〇 外〇筆、大字〇〇及び大字〇〇 外 〇筆 (詳細別紙)

2 その他

申出区域位置図

※ 用紙の大きさはA3 横サイズをA4 サイズに三つ折りし、左綴じとする。また"大きめの文字"とは16 ポイントを目安とする。(以下、図面は同じ。)





供 老

- 1 区域内及び接続する区域外の道路を鼠色にて着色する。
- 2 申請地の境界にアルファベットで記号を付け、別紙にて何の境界かを明示する。 アルファベットはAからZ続いて、AAからAZ、BA~BZの順に付けていく。

※図面の表示方法 (例)

申出区域位置図、申出区域区域図等を作成する際は、下記の色にて作成のこと 申出する土地の区域 赤色 (枠どり): 位置図はべた塗り

市町村境界

紫 色

市街化区域と市街化調整区域の境界

橙色 鼠色 (べた塗り (半透明))

主要な道路

薄緑色

開発許可に支障のある区域

申出区域区域図 記入例

境界線番号	区域境界の定め方
А — В	道路境界線
В — С	道路境界線
C - D	官民境界線
D — Е	道路境界線
Е — F	敷地境界線(筆〇〇と〇〇の境界)
F — G	敷地境界線(筆〇〇と〇〇の境界)
G — Н	道路境界線
н — І	道路境界線
I — J	官民境界線
J — К	道路境界線
К — А	敷地境界線(筆〇〇と〇〇の境界)

様式第2 (第3条、第5条関係)

申出区域の所在地番一覧表

地 番	地 目

様式第3 (第4条関係)

事前協議における意見書

年 月 日

様

犬山市長 即

年 月 日に申請のありました事前協議についての意 見は以下のとおりです。

1 申出を予定する区域

大山市大字〇〇字〇〇 外〇筆、大字〇〇及び大字〇〇 外〇筆

1 意見等

(記入例)

- 1 地権者等の全員から開発又は建築許可を得るにあたり 支障のある土地が含まれていることの承諾を得ること。
- 1区域界は地形、地物又は筆界とすること。

意見等

様式第4 (第4条関係)

意見書に対する回答書

年 月 日

犬山市長

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び)

代表者氏名

電 話

事前協議における意見書について次のとおり回答します。

1 申出を予定する区域

大山市大字〇〇字〇〇 外〇筆、大字〇〇及び大字〇〇 外〇筆

1		凹	合																									
(記	入	例)																								
	申	出	書	に	は	地	権	者	等	0	全	員	カュ	5	開	発	又	は	建	築	許	可	を	得	る	に	あ	
た	り	支	障	0	あ	る	土	地	が	含	ま	れ	て	٧١	る	>	と	0	承	諾	書	を	添	付	し	ま		
す	0																											
	X.	域	界	は	地	形	`	地	物	又	は	筆	界	と	し	ま	す	0										

様式第5 (第4条関係)

事前協議終了通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

犬山市長 ⑩

年 月 日に申請のありました下記予定区域の事前協議が終了しました。ついては、区域の申出を進めてください。

記

1 申出を予定する区域

大山市大字〇〇字〇〇 外〇筆、大字〇〇及び大字〇〇 外〇筆 様式第6 (第5条関係)

区域の指定に関する申出書

年 月 日

犬山市長

住 所

(所在地)

氏 名

名称及び代表者氏名 /

電 話

大山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する 条例(平成27年条例第53号)第4条第1項第1号イの規定 による土地の区域を、別添のとおり申出ます。

申出区域の概要

(1) 位置

犬山市△△町△△ 外△筆及び××町×× 外×筆

- (2) 申出区域位置図、申出区域区域図別添のとおり
- (3) 申出区域の面積

 \bigcirc \bigcirc ha $(\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ \bigcirc $m^2)$

様式第6 別紙(参考様式)

区域面積集計表

所 在 地 番	面積 (m²)	備考
(例) AA町3丁目 全域	18,590	
A A 町 4 丁 目 全 域	32,300	
A A 町 5 丁 目 1 6 番 地 1	6,590	
合計		

[※]求積図を添付してください。

様式第7 (第5条関係)

区域指定の申出に係る同意書

○○○○を申出者とし、条例第4条第1項第1号ウ又は第 5 条第1号ウに定める指定集積業種の工場等の建設のための区域 指定に同意します。

所在地番	地目	地権者等の氏名

※同意に係る者(土地所有者、その親族又は代表者)による署名又は記名押印により同意とします。

様式第8 (第5条関係)

申出区域に条例第4条第1項第1号アに 定める土地の区域を含んでいることの承諾書

条例第4条第1項第1号アに定める土地を含んでいることを承諾します。

所在地番	地目	地権者等の氏名

※承諾に係る者(土地所有者、その親族又は代表者)による署名又は記名押印により承諾とします。